

巻頭言

平成13年（2001年）と令和2年（いま）

法務総合研究所長

上 富 敏 伸

令和2年3月30日付けで、法務総合研究所長を命ぜられました上富敏伸です。よろしくお願ひ申し上げます。昭和63年任官の検事です。任官33年目になりますが、この間、検察庁以外では、法務省刑事局、在ドイツ日本国大使館、司法制度改革推進本部事務局などに勤務した経験があります。法務総合研究所との関係は、研修生としてお世話になったり、講師として何度か呼んでいただいたりしたことがあるだけで、勤務は初めてです。また、大使館勤務時代を除くと、国際関係業務に就いた経験はなく、法制度整備支援についても、法務総合研究所国際協力部の業務として一応の知識があるだけでした。最近では4年以上検察庁勤務が続いていましたので、法務省の仕事も久しぶりということになります。というわけで、なにぶん経験不足、この分野では新参者ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

着任直後から東京都をはじめとする各地では新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、1週間後の4月7日には緊急事態宣言が公布され、法務総合研究所が行っている国内外の各種研修は軒並み中止ないし延期に追い込まれました。法整備支援についても、対象国現地のプロジェクトは継続されているものの、法務総合研究所から派遣されていた長期専門家はいずれも帰国する事態となり、通常とは全く異なった中での業務になりました。

早いもので着任して既に半年以上が過ぎ、本来であれば、海外出張の機会があったり、海外からのお客様をお迎えするなど、法整備支援分野についてある程度の知見を得ているはずで、せっかく執筆する機会をいただいたこの巻頭言にも多少は書くことができるはずだったのですが、今申し上げたような次第で、法整備支援分野における最近の自らの経験をネタにこの原稿を書くことはできなくなってしまいました。とはいえ、以上、終わりというわけにはいきませんので、思い付くままに、もう少し筆を進めてみることにします。既刊の巻頭言のような有益な内容は含まれておりませんので、お時間のある方だけお付き合いください。

国際協力部は、平成13年（2001年）4月に誕生し（本誌は、翌年1月から刊行）、来春には設置から満20年を迎えることとなります。京都コンGRESは1年延期になりましたが、その結果、国際協力部としては、満20歳を迎える記念すべき春にこの大きなイベントに参加することとなったわけです。この平成13年という年は、法整備支援にとっては国際協力部の新設という大きな一歩が記された年になりますが、国内的には、2年間にわたり調査・審議を続けてきた司法制度改革審議会の意見書が内閣に提出されたのが同年6月のことで、同意見書を受ける形で、翌7月に内閣官房に司法制度改革推進準備室が

設けられ、司法制度改革推進法の制定に伴って、同室が司法制度改革推進本部事務局となった年であり、その後の司法制度改革の大きな動きにとっても画期となる年でした（私のほぼ唯一の国際分野における仕事の経験である在ドイツ日本国大使館勤務は、ミレニアムを挟んだ平成10年から13年までの3年間であり、この年の7月帰国するとそのまま、法務・検察に復帰することなく、上記の司法制度改革推進準備室勤務となりましたので、国際協力部の発足とほぼ時を同じくして、私の国際関係分野での経験は終了したということになります。）。

ところで、同審議会の意見書では、司法制度改革の3本柱の一つとされた「国民の期待に応える司法制度」中の「国際化への対応」における4つの項目の一つとして、「法整備支援の推進」が掲げられており、その後閣議決定された「司法制度改革推進計画」においても、「国際化への対応」として、「グローバル化が進む世界の中で、司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが一層重要となっているとの認識の下に、民事司法の国際化、刑事司法の国際化、法整備支援の推進及び弁護士の国際化を図るための措置を講ずる。」とされ、司法制度改革推進本部とともに、法務省、外務省及び文部科学省が法整備支援の推進を担うこととされています。つまり、法整備支援は司法制度改革の中にも位置付けられた取組であり、法務省におけるその実施主体がまさに国際協力部だったわけですが、当時の私は、同じ本部事務局で仕事をしていながら、自分の担当職務で手一杯で、申し訳ないことに、法整備支援のことはあまり意識していなかったというのが正直なところでした。司法制度改革における法整備支援に関する議論についてもう少し申し上げると、本部事務局内に設けられた分野別の検討会の一つに、国際化検討会があり、法整備支援はそこでの検討テーマとされていました。首相官邸のホームページで今でも閲覧できる当時の記録を見ると、国際化検討会第14回会議（平成15年5月14日開催）には、日本弁護士連合会から矢吹公敏先生（本誌第69号の巻頭言を御執筆されています。）が御出席になっているほか、法務総合研究所からは当時の山下輝年国際協力部教官（その後国際協力部長）、赤根智子国際連合研修協力部次長（その後法務総合研究所長を経て現在国際刑事裁判所判事）が出席し、法整備支援の意義や実情、懸案事項等を説明しています。また、竹下守夫先生（駿河台大学長（当時））が、「法整備支援の現状と課題」と題して、カンボジア民訴法起草支援の経験を踏まえたプレゼンをなさっておられます。竹下先生は、この場では法整備支援に関してお話しされていますが、御案内のとおり、司法制度改革審議会の会長代理もお務めになっており、上記審議会意見書の取りまとめに御尽力された方ですから、いわば、司法制度改革と法整備支援の両分野にわたる御活躍の証というべき場面だったのかもしれませんが。個人的な思い出を付け加えさせていただくと、平成12年5月に司法制度改革審議会が海外実情調査を行った際、ドイツ訪問グループに竹下先生がいらっしゃり、当時、在ドイツ日本国大使館に勤務していた私は、ケルン及びミュンヘンにおける視察に同行させていただき、夜はビアホールでの楽しい時間を過ごさせていただきました。その後、特別顧問室や法制審議会の場でお目にかかった際には、ドイツでのことを楽しそうにお話になっておられたのを覚えています。さらに私ごとを付け加えると、その後は司法制度改革の系

譜を引く仕事に携わることが多かったのですが、20年を経て、今度は法整備支援の分野で仕事をする機会をいただいたのはいかなる縁だろうかと思う次第です。

自らの経験とのわずかな接点を材料に昔の話をしてしまいましたが、ここからは視点を現時点の方向に転じてみることにします。

現在、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、人の動きが大きく制約された中で、帰国中の長期専門家や国際協力部教官等の職員は、テレワーク態勢を確立した上で、オンラインを活用し、各人、上司や同僚との間はもちろんですが、対象国の関係者との間でも、累次 Web 会議を開催するなどしながら、日常の業務を滞りなく遂行しています。もちろん、直接顔を合わせて行う場合とは勝手が異なる面はあることとは思いますが、それでも、業務がきちんと進んでいる様子を見ると、自分が海外に赴任していた20年前の様子と比べてまさに隔世の感があります。既にインターネットや携帯電話はあったものの、ドイツ赴任前の日本では、個人で携帯電話を利用している人はまだそれほど多くはないという状態（総務省の統計によると、平成11年（1998年）のインターネット世帯普及率11.0パーセント、携帯電話とPHS端末を合わせた人口普及率は37.4パーセントだったそうです。）で、インターネットは通常の電話回線を利用したダイヤルアップ方式による通信が普通でした。赴任先のドイツでも同じで、自宅のあったボン市内には契約していたインターネットプロバイダーのアクセスポイントがなかったため、ケルン市内のアクセスポイントに電話をかける方法でEメールを送受信したり、ホームページを見たりしていました。回線を接続したままでは、自宅の電話は話し中が続き、電話料金がどんどん加算されますから、最小限の接続時間で必要な情報を得なければならず、Eメールを含め、必要なデータをダウンロードしたら回線を切ってその後内容に目を通すのが通常でした。通信速度も信じられないほど遅く、静止画像でも、少し大きなデータ量のものだと少しずつ画面上に画像が描かれていくのをジリジリしながら待つのが普通でしたから、動画や音声などは論外でした。当時はそのような通信事情でも、日本国内と何とかやりとりをしながら日常の業務をこなしていたわけですが、同じような状態で今般の事態に直面したら一体どうやって仕事をしたのだろうか、国際的な仕事に限らず、国内での仕事についても、ちょっと想像が付きません。日常の中にいると、技術の進歩は自然なこととして慣れてしまうものですが、こうしてある特定の時点を振り返ってみると、その変化の大きさに驚くばかりです。もっとも、そうした変化にはメリットがあるだけでなく、人の移動が比べものにならないくらい大規模、頻繁になっている今とは異なり、当時であれば、もしかすると、国境を越えての感染症の広がりには逆に今回のようなスピードではなかったのかもしれませんが。

さて、現在の状況は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により強いられたものではありませんが、新たな業務遂行のスタイルを確立するきっかけにできないだろうかと考え始めています。今後、人の行き来が復活した後であっても、例えば、外国での打ち合わせ、会議に我が方のスタッフが現地に出張して参加するのと併せて、日本にいるスタッフも同時に Web を通じて参加するようなハイブリッド型の開催方法も考えられるでしょう。そうなれ

ば、経費もそうですが、特に時間的な制約からかなり自由になりそうです。現地にいる長期専門家と本邦にいるスタッフの双方が同じ会議に参加し、本邦にいるスタッフは、今日はA国での会議に、明日はB国での会議に、それぞれWebで参加することが可能になり、そのことに抵抗がなくなるとすれば、国際協力部や法務総合研究所の持つ資源は従来と同じであっても、その効率的な活用という面からは大幅なレベルアップが可能になるように思います。また、こうした業務遂行方式が普及すると、様々な事情で実際に海外に赴くことには困難のある人であっても国際的な業務に携わる機会を得ることができるかも知れない、海外からの研修生についても、来日しての研修と全く同じではないとしても、来日できない事情がある人であっても、国際協力部や国際連合研修協力部が提供する種々の機会を享受する可能性が広がるのではないかと考えています（法務総合研究所における国内研修でも同じで、長期間入寮して行っている現在の研修システムの下では参加に困難がある職員の参加へのハードルを下げる仕組みを構築できないだろうかと考えています。）。

一般の事態に直面して、私たちの身の回りのIT環境が実は遅れていたり、貧弱であったりするということが指摘されるようになっていきます。我々、法務総合研究所も同様であることを痛感させられています。日常が平穏に過ぎている中では、それでも、以前よりは色々なことがずいぶん便利になっていて、特に不満や不都合も感じていませんでしたから、一般の事態は、そうした言わばぬるま湯の中で自覚できなかったことを発見するきっかけにはなり得たように思います。感染症で亡くなられた方、健康を害された方、経済面を含めて様々なつらい状況に置かれている方々が大勢いらっしゃる状況下ですので、このような事態は生じない方がよかったことはいまでもありませんが、実際にこのような状況が発生している以上、その経験を少しでも生かして新しい何かを生み出せたらと思っています。法整備支援や法務総合研究所の業務遂行の在り方も積極的に見直す機会にしたいと考えておりますので、法整備支援の新しい在り方について、読者の皆様からも様々な御意見、アイデアをいただくことができれば幸いです。

案の定、思いつくままのまとまりのない内容になってしまいました。役に立つ情報は、本誌の次ページ以下を御覧いただければと思います。

最後に、改めまして、今後とも、よろしくお願い申し上げます。